

選考委員会の構成と選考基準について

学術奨励賞の趣旨：

1. 該年度の学術集会に応募した一般演題のうち、学術奨励賞に応募したものの中から選ばれた、優れた研究の今後の発展を奨励するものである。

学術奨励賞選考委員：

1. 学術奨励賞選考委員会構成員総数は7名とする。
2. 次々期会長が選考委員長を務める。
3. 学術委員長は副選考委員長を務める。
4. 幹事長は常任の選考委員を務める。
5. 選考委員長が理事(常任理事を含む)、幹事それぞれから2名ずつ計4名の選考委員を選任する。任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
6. 選考委員会の構成については、前年度理事会において承認を得る。
7. 選考委員会の運営は1年間選考委員長の指示のもとに行う。
8. 選考委員会構成員が当該年度の学術奨励賞応募演題の共同演者であるとき、もしくは筆頭演者と同一施設に所属する場合は、その演題の評価は行わないこととする。選考委員長が辞退した場合は、副選考委員長が選考委員長を務めることとし、副選考委員長は置かない。選考委員長ならびに副選考委員長が同時に辞退した場合は、理事長が選考委員長を務めることとし、副選考委員長は置かない。いずれの場合でも、新しい選考委員長が選考委員会構成員の総数が7名になるよう、4項の規定に従って新しい選考委員を指名することとする。これらの変更が生じたときは、当該年度の理事会にて報告し承認を得る。

学術奨励賞選考手順：

1. 選考委員会でノミネートされた演者(4-6名)を予め理事長に報告し承認を得る。
2. 学会中に選考委員会を開き、学術奨励賞(原則として2名;基礎部門1名、臨床部門1名)を推薦して理事長に答申し、懇親会時、会長がこれを発表する。選考委員会での議事内容は公表しない。
3. 受賞演題の抄録はHRPへ掲載する。

4. 次期学会において、総会に引き続いて受賞記念講演(約 15 分)を行う。座長は原則として、前会長(あるいは学術委員長)が務め、講演終了後、座長より、記念の楯および副賞が贈呈される。副賞としての賞金は学会から拠出される。

学術奨励賞受賞対象：

1. 当該年度の学術集會に採択された一般演題のうち、学術奨励賞に応募したものを対象とする。但し、応募は応募者1名につき1題とする。

学術奨励賞選考基準：

1. 当該年度の4月1日時点で45歳以下であり日本妊娠高血圧学会の会員で且つ筆頭発表者であること
2. 発表内容が論文になっているかどうかは問わない。
3. 同一人物が二度以上受賞することはできない。
4. 応募は、一般演題の締切日までとする。
5. 原則として毎年選考されるが、適任者がいない場合には選出されないことがある。

附則

平成 21 年 8 月 28 日

学術奨励賞選考委員会の構成改訂

平成 27 年 3 月 15 日

手順、基準等改訂

平成 30 年 12 月 19 日

手順、基準等改訂